



研究支援センターニューズレター

2026年10月
学習院大学研究支援センター
電話：03-5992-1228
https://www.univ.gakushuin.ac.jp/research_support/
ken9-off@gakushuin.ac.jp

- (記事1) 研究不正のペナルティの重大さ、自身のキャリアや、研究機関への影響 p.1
(記事2) 他機関で発生した不正事案について p.3
(記事3) AMEDの研究倫理教育教材の紹介 p.4

(記事1) 研究不正のペナルティの重大さ、自身のキャリアや、研究機関への影響

研究不正（捏造、改ざん、盗用など）を行うと、研究者としての信頼の喪失、経済的負担、刑事罰など、極めて厳しいペナルティを受けることになります。ペナルティの対象は、実際に手を染めた本人だけでなく、指導・監督責任のある研究者や、同僚、共同研究者、所属機関に及ぶこともあります。以下4種類に分けてご説明します。

1. 資金・研究資金に関する処分→公的研究費の場合、厳しいペナルティが科されます。
 - A) 研究費の返還：交付された科学研究費補助金（科研費）などの一部、または全額の返還を命じられます。
 - B) 応募資格の停止：不正に関与したと認定された研究者は、文部科学省などの公的機関が配分する競争的研究費への応募・申請資格が1年～10年間停止されます。

B)の詳細説明：科研費に関する不正行為、不正使用、不正受給又を行った研究者等には一定期間科研費を交付しない期間が設定されます。以下の表は科研費公募要領には必ず掲載されています。

●不正行為

不正行為への関与に係る分類		学術的・社会的影響度／行為の悪質性	交付しない期間
不正行為に関与した者	ア) 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	イ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「ア」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	5～7年
		当該論文等の責任著者以外の者	3～5年
			2～3年
	ウ) 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「ア」を除く）		2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質性が小さいと判断されるもの	1～2年

●不正使用、不正受給

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間
I. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年
II. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 「1. 個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの 5年
		② ①及び③以外のもの 2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの 1年
III. 偽りその他不正な手段により科研費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年
IV. 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ上限2年、下限1年

次ページの（記事2）に掲げる不正行為を例にとってご説明します。

(1) 研究者としての所属機関の調査報告書において、

- ・不正行為の悪質性の程度は「低」ととどまるものと認められる。
- ・社会的影響の程度は「低」といえる。

と記載されています。これは、「不正行為」を当初から意図した行為ではない場合において、「交付しない期間」が悪質度の大小で、「5～7年」か「3～5年」か分かれるところから配慮された記述と思われます。文科省の判断はまだ公表されておきませんが、少なくとも3年以上科研費は交付されない、ということで、調査対象者は研究者として活動するのには重いペナルティを負わされることになります。

2. 所属機関による人事・就業上の処分→就業規則等に基づいた処分が下されます。

- A) 厳重注意に止まらず、減給、降格などの処分を受ける場合があります。重い処分としては、懲戒解雇などもあり得ます。
- B) 学位の取消：学位に関連する研究不正の場合、過去に授与された博士号や修士号などの学位が剥奪（取消）され、その事実が公表されることがあります。

3. 社会的・学術的なペナルティ→研究者としての信頼を失い、活動の場がなくなります。また所属機関も損害を被る事になります。

- A) 実名の公表：文部科学省や各配分機関、大学、および各種報道機関などのウェブサイト上で、不正を行った者の氏名、不正の態様、措置の内容が公表される場合があります。この場合、指導・監督責任のある研究者や、同僚、共同研究者に多大な迷惑がかかります。また、所属機関のブランド価値が棄損し、調査や再発防止策等で莫大なりソースが消費されます。さらに、ガバナンスやコンプライアンスについて疑惑を持たれることで、大型の研究資金（「国際卓越研究大学」等）の獲得に支障が出ることがあります。

実例としては、（記事2）の表から読み取れるように、約1年と長きわたる調査期間で、内部委員、外部委員の時間が拘束されます。弁護士への謝金も発生する事から、貴重な研究時間や経費が調査に吸収されてしまいます。さらに再発防止策を文科省に報告しなければならず、その履行・遵守のため、機関全体にわたって莫大なりソースが奪われることになります。

- B) 論文の撤回：不正が認められた論文は、掲載された学術誌から強制的に撤回（Retraction）されます。
- C) 学会からの除名：所属している学会から除名処分を受けることがあります。

4. 法的措置・刑事罰→研究費の不正な取得や使用の方法によっては法律による処罰を受けます。

- A) 刑事告発：「カウ出張」や「カウ発注」などで研究費を騙し取った場合、詐欺罪や業務上横領罪（10年以下の懲役など）に問われ、逮捕・起訴される可能性があります。
- B) 民事訴訟：損害賠償を求める民事裁判を起こされるケースもあります。



(記事2) 他機関で発生した不正事案について

文部科学省のホームページでは、研究活動における不正行為等が公開されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

ここに公開されている情報の内の1件をご紹介します。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360847_00060.html

所属機関の本件に対する調査報告

https://www.hokkyodai.ac.jp/images/info_topics_hue/00021200/00021294/20260626kenkyuhusei.pdf

不正の種別	盗用（論文1編（令和6年））
調査対象者の職名等	教育学部 講師（1名）
不正行為と認定された研究の研究期間	令和5年度～令和6年度
本調査の期間	令和7年4月25日～令和8年4月20日
調査体制	6名 内部委員：3名（理事・副学長・教授） 外部委員：3名（他大学教授・准教授、弁護士）
不正行為が行われた経費名称	科学研究費助成事業
不正に関与した研究者数	1人
以下、調査報告も含め要約 ・認定された不正の概要	・調査対象論文と先行研究（論文）の該当箇所の記述は、特に強調表示の方法においてほぼ完全に一致しており、しかもその箇所は複数にわたる。そして、対象論文に本件引用箇所を転記した際、調査対象者は、同時に、調査事項に係る先行研究（論文）の該当箇所を目にしたものと考えざるをえないことを合わせ考慮すれば、対象論文と先行研究（論文）の一致は、まさに調査対象者が先行研究（論文）の記述を流用したことにより生じたものとするのが合理的である。 ・加えて、調査対象者は、当該一致が過失により生じたことを窺わせる供述を一切していない。以上から、故意による盗用にあたると認定した。
・不正行為の程度	・盗用が認められるのは、先行研究の和訳部分であり（中略）悪質性の程度は「低」ととどまるものと認められる。 ・紙媒体での発行はなくweb上のみでの発行に留まり（中略）現時点において対象論文の引用実績は確認できていない。したがって、その社会的影響の程度は「低」といえる。
・研究機関の措置	・対象論文の訂正を勧告した。 ・就業規則に基づき厳重注意を行った。
・発生要因と再発防止策	・被認定者は、指導教員から引用方法に関する指導を受けており、eラーニングプログラムを受講していたが、オーサーシップの重要性を軽視したことが主たる要因である。 ・研究活動における不正防止マニュアルに、不正事案の具体例を追加するとともに、成果発表時の研究不正防止チェックリストを掲載し、研究活動の誠実性・公正性の確保に努めるよう、周知徹底を図る。剽窃チェックツールの積極的な活用など、査読体制の再検討を行うとともに、毎年度全学的に実施している研究倫理研修を継続的に実施し、研究倫理教育に関する風土の構築を推進する。
配分機関が行った措置	科学研究費助成事業について、盗用と直接的に因果関係が認められる経費の支出はなかったため、返還を求めるものではないが、認定された論文は科学研究費助成事業の成果として執筆された論文である。このため、資金配分機関である日本学術振興会において、資格制限の措置を講じる予定である。

(記事3) AMEDの研究倫理教育教材の紹介

AMEDは医療分野の研究開発およびその環境整備の中核的な役割を担う機関として、2015年4月に設立された国立研究開発法人です。

2026年度（令和8年度）日本医療研究開発機構向け補助金として1,169億円の配分を行います。（独立行政法人 日本学術振興会の科学研究費補助事業費は604億円です）

そのため研究不正にも独自の取り組みをしており、本学の理学部生命科学科にも関連性が深いため、ここでその取り組みをご紹介します。

適宜、ご活用ください。

機関	URL	タイトル	概要
AMED https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kyouiku_kenshu_kyouzai.html	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_houkoku.html	事例から学ぶ公正な研究活動～気づき、学びのためのケースブック～【普及版】	研究不正について、事例を中心に解説しているので、「研究不正とはどのようなものか？」について初歩から理解しやすくなっております。 なお【普及版】における設問には解答が記載されておりませんが、それに対する「考え方」も収録した【考え方例集】は、研究支援センターに冊子がございますので、必要に応じて、お問い合わせください。
	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/appropriate_image.html	適正な画像処理方法 ～雑誌の投稿規定の解説～（第2版）（2025年3月発行）	画像データを科学的に扱うため、生物画像を処理する際に参考となる学術雑誌における画像処理規範を紹介するとともに、適正な画像処理方法、施してはいけない画像処理方法等について解説します。 生物画像を取り扱う研究者は是非ご参照ください。
	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_hiyarihattto.html	研究公正に関するヒヤリ・ハット集（第2版）（2023年3月発行）	一つの重大事故の陰には、29の軽微な事故と300の事故には至らないヒヤリとした・ハットしたできごとがあるとされております。（ハインリッヒの法則） 研究不正においても、ヒヤリ・ハットの経験を共有することで、研究における「悪魔のささやき」に気づき、対抗する一助となるとを願ってこの事例集は作成されていますので積極的な活用をお願いします。
	https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_hiyarihattto_00002.html	ヒヤリ・ハットと不適合事例に学ぶ臨床試験のクオリティマネジメント（第2版）（2026年2月発行）	臨床試験の分野ではありますが、倫理審査、利益相反、アンケート調査の方法や、対象者からの同意の取り方、データの取り扱いなど、研究計画において直面しそうな話題を事例を中心に解説しております。
	https://www.amed.go.jp/content/000158277.pdf	ヒヤリ・ハットと不適合事例に学ぶ臨床試験のクオリティマネジメント（スライド資料）	スライド形式で、1ページに1事例で解説しておりますので、分かりやすく見晴らしの良い資料となっています。

今号は以上です。よろしくお願いいたします。